

令和3年2月22日

発 言 者	発 言 要 旨
石黒委員	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金積立金が 59 億円となった根拠や今後の運用方法はどうか。
財政課長	<p>積立額 59 億円については、今年度本県に配分された臨時交付金のうち、残額や執行残を組み合わせ、現時点で活用できる最大の額である。</p> <p>今年度実施した、10 年間の無利子・無保証料の融資制度に係る利子及び信用保証料負担として、令和3年度から7年度までに約 73 億円必要となることから、後年度の負担分について、その都度、基金から必要額を取り崩して活用することになる。</p>
石黒委員	73 億円必要とのことだが、差額はどのように手当てするのか。
財政課長	今後、今年度の交付金充当事業において不用額が生じる見込みであり、更なる積み立てが期待できる。
石黒委員	令和2年度における新型コロナに関連した予算の総額はいくらか。
財政課長	<p>今回の補正を含め、新型コロナ関連事業は総額約 1,060 億円となっている。</p> <p>主なものとして、10 年間の無利子・無保証料の融資制度等に係る金融機関への預託で約 536 億円、新型コロナ患者を受け入れる医療機関に対する空床補償が約 110 億円、軽症者療養のためのホテルの借り上げ料が約 30 億円である。</p>
島津委員	10 年間の無利子・無保証料の融資制度は県と同様に各市町村も負担することになるが、各市町村の負担が少なくなるような取組みが必要と考えるがどうか。
財政課長	<p>県分だけでも5年間で約 73 億円必要であり、それ以上の負担は難しい。</p> <p>市町村に配分される臨時交付金の総額は県の配分額よりも多いということもあり、計画的に対応していただきたいと考えている。</p>
渋間副委員長	この基金における運用はどのような取り扱いになるのか。
財政課長	臨時交付金を原資とする基金の運用については、内閣府から、厳格な区分経理を行う旨の通知があり、運用益を上げた場合には、当該基金に積み立てて、融資の後年度負担に使うことは可能だが、その他の事業には活用できない。
石黒委員	地域生活交通事業者の支援に係る補正予算について、補正の経緯とその詳細はどうか。
総合交通政策課長	この補正については、2月5日に山形県バス協会や山形県ハイヤー・タクシー協会等からの知事要望を受け、県としても厳しい現状を認識したことを踏まえ提案したものである。

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>バス事業会社への支援については、これまで県と国とが補助している赤字路線の補助要件が緩和されたことに伴い、増額となる国の補助額に合わせ、県も 4,500 万円の増額を行うものである。</p> <p>またタクシー会社に対しては、9月補正で実施した1台5万円の支援を再度実施するというもので、地域鉄道に関しては、山形鉄道に対して、県及び沿線2市2町とで協調し合計で1,000万円を補助し、そのうち、県の負担分として330万円の支援を行うものである。</p>
渋間副委員長	<p>このタクシー会社に対する支援について、9月補正と異なる部分はどこか。</p>
総合交通政策課長	<p>県内には、普通のタクシーとして用いる乗用車両1,000台及びデマンド交通やコミュニティバスなどにも活用できる「乗合」というバスに近い形の許可を併用して取得している車両400台がある。9月補正では乗用車両1,000台を支援し、「乗合」を併用している400台については、市町村で対応していくという切り分けを行った。</p> <p>しかし、併用している400台については、市町村が活用していない車両や、念のため取得しているが実際は乗用タクシーのみで運用している車両も多くあったことから、2月補正においては合計1,400台に対して、1台5万の支援を行う予定である。</p>
島津委員	<p>南陽市議会議員選挙において当選した議員が失職した事案について、県の選挙管理委員会（以下、「選管」という。）が仙台高等裁判所の判決を受けて、最高裁判所へ上告しなかった理由は何か。</p>
選挙管理委員会書記長	<p>公職選挙法上、市町村議会の議員の被選挙権については、年齢要件に加え、引き続き3か月以上、その市町村の区域内に住所を要していることが必要である。今回の案件は、令和2年3月22日に執行された南陽市議会議員選挙において、当選人のうちの1名が令和元年の11月にその隣接する町から南陽市の方に転居してきた事実について争われたものである。</p> <p>南陽市選管及び県選管は、様々な証拠・証言等を基に居住実態があると認めたが、仙台高裁では少なくとも期間の初期において南陽市に生活の実態があったとは認められないとして当選人の当選を無効とする判決が下された。</p> <p>民事訴訟法において上告する場合、その理由は、①高裁判決に憲法違反がある場合、②最高裁等の判例と相反する判断がある場合、③法令の解釈に関して重要な事項を含む場合と限定されている。</p> <p>今回の場合、判決の根拠についてはこれまでの判例を基にしており、その解釈等については一致をしている一方、事実の認定において県選管が提出した証拠証言について仙台高裁では決定的な証拠とは言えないと判断したものである。仙台高裁の判断については疑問があるが、最高裁では事実認定は争えないため、上告するにあたり適法な理由がなかったことから、代理人弁護士とも相談の上、上告を断念したものである。</p>
青柳委員	<p>消防防災ヘリコプター『もがみ』（以下、「防災ヘリ」という。）の緊急運航の状況はどうか。</p>
消防救急課長	<p>令和2年の防災ヘリにおける緊急運航の件数は43件（昨年比11件の減）</p>

発 言 者	発 言 要 旨
青柳委員	<p>で、運用を始めた平成 10 年からの年間平均は 65 件程度であることから、昨年は少ない出動件数であった。</p> <p>なお、内訳は山岳遭難等の救助が 35 件で約 8 割を占め、その他、火災防 御活動が 2 件、福島県からの応援要請を受けての活動が 6 件となっている。</p>
青柳委員	<p>防災ヘリに係る今回の補正予算の詳細はどうか。</p>
消防救急課長	<p>ヘリコプター等の航空機を飛行させる際には、ヘリの整備状況について 基準に適合していることについて、国の証明を受けていなければならない。 これを耐空証明というが、その証明期間が 1 年であることから、毎年機体 の点検を行い、不具合箇所の交換・修繕を実施する必要がある。</p> <p>今年度の耐空証明の検査に向けて機体の点検を行った結果、必要となっ た部品の交換・修繕に係る経費を補正したものである。</p>
青柳委員	<p>防災ヘリの点検に要する日数及び点検時に緊急運航が必要となった場合 の対応はどうか。</p>
消防救急課長	<p>機体の点検・整備を受ける期間は、約 3～4 か月程度必要であり、通常 は緊急運航の要請が少なくなる 11 月から 2 月上旬までの期間に実施して いる。この飛行できない期間においては、北海道・東北各県と新潟県を加 えた 8 道県間で消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援 協定を締結し、これに基づき隣接県等に運行を依頼することになる。</p> <p>この他、場合によっては県警本部のヘリや海上保安庁、自衛隊に依頼す ることで対応している。</p>
高橋(啓)委員	<p>市町村と連携した買い物支援対策の現状はどうか。</p>
移住定住推進 課長	<p>買い物支援対策については、市町村及び県の関係部局、総合支庁で構成 するワーキングチームを作り検討してきた。</p> <p>今年度は 2 回ワーキングを実施し、タクシー等を活用した買い物支援や 移動スーパーの移動販売の取組状況に関する事例発表や、高齢者に対する デジタル端末を活用した買い物支援の体験事業を行った。</p>
金澤委員	<p>政府の第三次補正予算で増額された臨時交付金 1.5 兆円について、本県 には約 69 億円配分されたが、他県の比較はどうか。</p>
財政課長	<p>臨時交付金 1.5 兆円のうち、地方単独分として配分されたのは 1 兆円で あり、残り 5,000 億円のうち 2,000 億円は時短営業への協力金等に活用さ れる即時対応分、3,000 億円は国庫補助事業等の地方負担分に対する補填 分となっている。</p> <p>なお、東北各県での比較として、例えば秋田県は 67.6 億円であり、本県 より 1.5 億円程度少ない状況であった。</p>
金澤委員	<p>新型コロナに対応した企業への融資に対する助成について、他県はどの ような制度、財政規模となっているのか。</p>
財政課長	<p>10 年間の無利子無保証料かつ市町村と連携して実施している都道府県は 例がないと認識している。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
金澤委員	<p>他県においても融資に関連して、臨時交付金を活用した基金を創設しているが、宮城県では8,000万円、岩手県10億5,000万円、福島県13億円であることから、本県における59億円という数字は、かなり手厚い支援になっている。</p> <p>テレワークについて、今年度整備しているモバイルパソコンの導入の状況はどうか。</p>
ICT政策推進課長	<p>テレワーク用に整備しているモバイルパソコンについては、補正予算等で計600台を整備する予定となっている。現在、全台が納入済みとなり、各所属に1台配備し、その他貸し出し用に90台を運用している。</p> <p>また、200台のタブレット型パソコンは設定作業中であり、年度内に各所属に配布する準備を進めている。</p>
志田委員 総務部長	<p>新型コロナ対策の支援等について、一元的に議論する場は県にあるのか。</p> <p>公式なものではないが、防災くらし安心部が中心となり、関係部局長が集まり、各業界の状況等を共有した上で新型コロナ対策について議論をしている。</p> <p>今後、より一層庁内での連携を強化し、様々な意見を踏まえながら、より適切に対応できるようにしていきたい。</p>